

育成センターだより

令和5年度
No. 428

長野市少年育成センター
TEL. 228-8547
FAX. 224-0109

有害環境浄化活動強化月間（2月）
春の安心ネット・新学期一斉行動（2月～5月）

年度末の育成活動

春の足音が聞こえてくる季節となりました。今年度は、新型コロナウイルスが5類感染症となり、行動制限がなくなり、また、それにともない、この3年間できなかったことが普通にできるようになりました。しかし、コロナがなくなっただけでもなく、インフルエンザも流行しました。やはり日頃から感染防止の対策を忘れずに行きたいものです。



さてこの3年間、情報化社会が急速に発展しました。誰もが、端末機をもち、個人でネットにつながり使えるようになりました。たいへん便利な世界が広がってきた反面、心配なことも増えました。



2月から「春の安心ネット・新学期一斉行動」です。青少年が安心・安全にインターネット等を活用できる環境を整備をこころがけていきます。

育成活動の重点

★ スマホデビュー
ピカピカ1年生

スマホデビューを迎える時期。最初が肝心、ルールづくりと環境整備、家庭での話し合い。

★ 出会いと別れを大切に

卒業、進学、進級、生活が大きく変わる時期。感謝の気持ちを忘れず、新たな決意をもって始めましょう。

★ 三つの準備がかさない

「心の準備」「体の準備」そして「物の準備」新たなスタートの準備を応援しましょう。

★ 「子どもの相談は、受け止め、寄り添い、語り合い」

相談できる関係を大切に。相談は、聴き取り、受け止め、寄り添って。



生きづらさを抱える少年を地域で支える

法務省長野保護観察所統括保護観察官 瀬戸 佑一

保護観察所って何をしているの？と、馴染みのない方も多いと思います。保護観察所は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、社会内での立ち直りを支援し、その再犯や再非行を防ぐことを目的として保護観察を行っている法務省の機関です。もし、学校に通っている少年が保護観察になった場合、保護観察所も必要に応じて学校と連携して少年に関わっていくこととなります。

保護観察になった者と関わっていると、その生育歴の中で、親との死別・離別、経済的な貧困、被虐待体験等の家庭内での逆境体験がある者が少なくありません。また、いじめ、不登校、高校中退等の学校での不適応がある者も少なくありません。幼少期から生きづらさを抱えていて、その後きつかけがあり、結果として事件を起こしてしまったりと感ずることが少なくありません。一方で、当然ですが、そのような生育歴であっても、事件を起こさず生活している人も多くいます。その違いは何でしょうか。

理由は複数あると思いますが、いざ困難な状況に直面したとき、事件を起こしてしまうか、踏みとどまれるかの要因の一つは、その人が、周囲の人や社会とのつながりを感じているか否かではないかと思っています。「どんなことがあっても親は味方になってくれる」「学校に行けば先生が親身になって相談のってくれる」「本音で何でも話せる友達がいる」など、どこか一か所でも情緒的に安定してつながっていられる人や場所があれば、それ以外の場面で困難があっても、事件は起こさないと対応できるのではと感じます。

日常生活でそういった場がないと、自分を認めてもらえない場を求めて、例えば素行のよくない人に誘われて関わりをもつようになるとか、ネット上の素性のはっきりしない人との関係に居場所を求めるといったことがあるのではないのでしょうか。若年者も含めて最近増えている犯罪として大麻や特殊詐欺がありますが、地域での生活の場以外のこれらの関係から犯罪に関わってしまうことも多いと感じます。

皆さんは、日頃の学校教育や地域活動の中で、生きづらさを抱えた少年を含めた全ての児童・生徒に対して、粘り強く関わっていらっしゃると思います。それらの働きかけが、生きづらさを感じている少年の現在の問題解決に資するとともに、それらの少年が将来的に事件を起こさず生活していくことにもつながっていると思います。日頃、皆さんと直接連携する機会が多くはありませんが、少年の健全育成のため尽力したいと考えています。

子どものオンラインゲーム課金

長野市消費生活センター

子どもがスマートフォン・タブレットや家庭用ゲーム機でオンラインゲームを利用中に保護者の許可なく高額な課金をしていた、というご相談が増えています(図1)。

【ご相談の特徴と問題点】

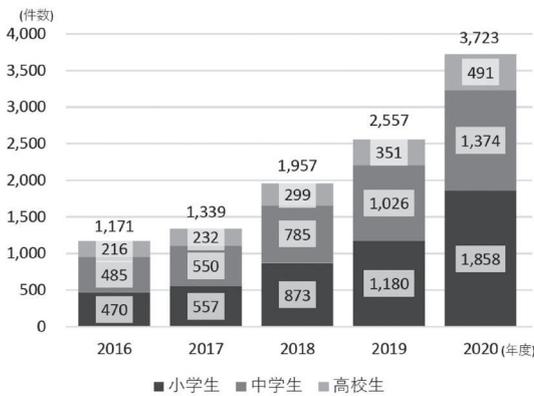
一 両親や祖父祖母など、保護者のスマートフォン等を子どもに使わせている／保護者用アカウントでログインした家庭用ゲーム機を子どもに使わせている
二 クレジットカードの管理が十分ではなかった、決済時のパスワードを設定していなかった
三 決済時のパスワードを設定していないと、子どもでも画面をタップするだけで簡単に課金ができます。中には、「保護者が操作するところを見て、パスワードを覚えて課金した」、「保護者のクレジットカードを子どもが持ち出して課金した」などのケースもあります。
四 子ども自身の課金に気づかなかったため、子ども自身にお金を使っているという認識がない

【保護者等へのアドバイス】

一 オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合います。
子どもと一緒にゲームをしてみるとよいでしょう。
二 保護者のアカウントで子どもにも利用させず、保護者のアカウントで子どもに「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。

(図1) オンラインゲームに関する相談のうち

契約当事者が小学生・中学生・高校生*の相談件数



*契約当事者年齢が6〜18歳で、契約当事者職業詳細が小学生・中学生・高校生のいずれかである相談が対象(契約当事者職業詳細が無回答(未入力)等の相談は除く)。

三 保護者のスマートフォン等を子どもに利用させるときは、事前に保護者のアカウントの設定を確認しましょう。
① 決済時にパスワードが必要になってくるか
② 課金時に決済完了メールが届くようになっているか
キャリア決済の場合は、高額な請求にならないよう、上限額を設定することも一法です。
四 未成年者が保護者の承諾なくオンラインゲームの課金をしてしまった場合は未成年者契約の取消しが可能な場合があります。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、消費生活センター等へ相談しましょう。

出典：独立行政法人国民生活センター
2021年8月12日 報道発表資料

令和5年度長野県青少年健全育成県民大会

長野県青少年健全育成県民大会が12月16日(土)に佐久市で開催されました。県内から青少年健全育成にかかわる多くの方々が参加されました。

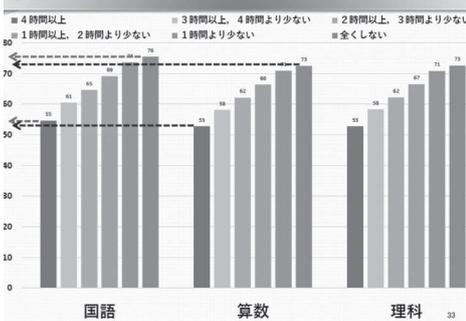


健全育成県民大会佐久大会 12月16日(土)

この大会の中で令和5年度「少年の主張 長野県大会」長野県知事賞に輝いた長野県長野盲学校中学部3年 井出真奈史さんの「『自立』というかたち」の作品発表がありました。井出さんは中学校3年生、「3年生となると自分の将来を考える大事な時期です。逃げたくなることもあると思います。ですが、小学校の時とは違い、今は自分自身の誓いがあります。それを胸に自分の苦しみから逃げずに、目のせいにもせず、自分の力で真っすぐに立ち向かっていきたい。これが、今私が考える『自立』です」と力強い発表でした。

また、子どもメディア信州代表 松島恒志さんによる「情報化を生き抜く子どもたちに 次代を担う」

R4全国学調ゲーム使用時間と正答率 小学校



(資料1) ゲームを毎日4時間以上する子としない子の得点差は著しい



バトルロワイヤル系のゲームがはやっています。

出典：資料1 子どもとメディア信州
「スマホ・タブレット・ゲーム機器等に関するアンケート」

篠ノ井地区少年育成委員会 の活動について

篠ノ井地区住民自治協議会
少年育成委員会

会長 大内 稔



編集会議の様子

篠ノ井地区少年育成委員会では、長野市少年育成センターに講師依頼をし、年2回の研修会を行っています。研修では少年育成委員の活動や子どもへの声掛けの方法

などと実際に巡回指導研修をして、イベントの巡回指導を主な活動として取り組んでいます。
新型コロナウイルスが5類に移行し、委員会もイベントに併せて、4年ぶりに本格的な活動を始めることができました。5月に「茶臼山フェスティバル」、7月に「篠ノ井合戦まつり・祇園祭」、10月に「まちなか歴史探訪会」、11月に「篠ノ井えびす講」などのイベントで巡回指導の活動を行いました。
昨年度の委員さんから巡回指導研修等



茶臼山フェスティバルでの巡回



篠ノ井えびす講

を行っても、子どもへの声かけやお店の方からお話を伺ったりするにあたり、いきなり声をかけるのに抵抗があるとの声がありましたので、本年度からポケットティッシュを作製したところ、きっかけづくりとしてコミュニケーションをスムーズに進めることができました。委員会では、「少年育成委員会だより」を年2回発行しています。委員活動に対する思いや感想などの生の声を通じて、篠ノ井地区の皆さんに委員活動を知っていただき、地域の青少年(子ども)は「地域で守り育てる」を基本に力添えをいただきたいとの思いを込めています。
現在の篠ノ井地区少年育成委員会があるのは、諸先輩の皆さまの活動のおかげであり、その思いを継承しながら、私たち委員が一丸となって活動のバトンを渡していくことが大切だと思っています。改めて、青少年健全育成に対する活動にご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



日頃の巡回活動から 「カードゲームの世界」

コンビニ店を巡回すると、トレーディングカードの販売にたいへん気を使っていることが伺えます。ダミーカードと引き換えにカウンターで販売したり、一人の購入枚数を制限したり販売をやめたりする店も出てきました。また、販売日や販売時間を尋ねる電話が多くあり、販売日にも苦慮している状況です。トレーディングカードは人気があるため、個数の制限をかけないと大人が箱ごと(箱ごと大人買い)買ってしまい、子どもたちには販売ができません。



カード販売店で売られている高額なカード

もともとトレーディングカードは、カードゲームのカードであり、収集や交換を目的としたものです。いろいろな種類のものがあり、ゲームのキャラクターであったり有名選手のものであったりと数え切れません。カードゲームは、わかりやすく

いうと「将棋的な対戦ゲーム」です。自分の手元のカードを集めて、大人から子どもまで幅広く対戦を楽しめます。その手持ちの強いカードが必要のため、子どもたちは夢中になって収集します。なかなかいいカードが手に入らないため、カードを販売している店で購入することにもなります。そのため、カードによっては価値が数万円円で取引されるものも出てきています。大人がコンビニ等で箱買するのは、カードの転売目的であるのではないかと思います。

カード買取店に聞いて見ましたが、未成年者の買取は保護者同伴で、対戦ゲームは、誰でも自由参加できますということでした。

市内には、カードを販売したり買取したりできる店舗がいくつかあります。また、対戦ゲームができる場所も広がっています。全国的な規模での大会もあり、人気の高さが伺えます。市内の店舗に伺うと、人がリアルにごったがえしていました。



対戦ゲームで賑わうカード販売・買取店

長野少年鑑別所視察研修

少年育成センターでは、少年相談の充実を図り少年の保護育成を一層推進するため少年相談連絡会を設けています。その会を構成する関係機関相互の連携・理解を進めるために視察を実施しています。今年度は、長野少年鑑別所を多くの関係機関の方々が視察しました。

少年鑑別所は審判を前に観護の措置になった少年を収容しています。そして、少年の身柄を保護し、心の安定を図り、面接などを行って少年の抱える問題やその改善の可能性を探るところです。また、児童福祉機関・学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。さらに相談業務も行っています。実際に視察すると随所に細やかな配慮が感じられ、これまで抱えていたイメージが変わってきました。学校現場では、これまで以上に生徒指導で連携していけるのではないかと思います。



11月9日(月)
長野少年鑑別所視察・見学

一日少年育成委員を終えて

少年育成委員は、市内小・中・高・特校・高専・小中一貫校109校から推薦された職員が、市長からの委嘱を受けて活動しています。また、地域では、各住民自治協議会にその役割をお願いしています。少年育成委員は、少年の健全な育成を図るため、これを阻害する恐れのある環境や行為から少年を守ることを目的として巡回指導活動・環境浄化活動・啓発活動に務めています。

一日少年育成委員では、一日だけ委員になっていただき巡回指導体験を小・中・高のPTAの方々、市民の有志の方に行ってもらっています。今年度は、4回、20校36人の方々に参加いただきました。



一日少年育成委員による長野駅前巡回

【参加者の感想】

○アニメ、カードゲーム、プリクラシヨップ等特定のエリアに偏在しているのに驚きました。適切に利用できればよいと思いますが、不特定多数の様々な年代の人たちが一堂に会するだけに、利用の仕方によっては心配な面があると思います。子どもたちが生活する範囲に今回巡回させていただいた場所が存在します。

しかしながら保護者の皆様がこれらの存在を意識することは少ないと思われます(わたしもそうでした)。今後、機会を捉えて、こういったお店を保護者と共有する機会を作っていければいいと思います。

○少年育成委員としてお店に入ると見える景色が違い、興味深かったです。店の雰囲気、死角、人の視線など気になる所がありました。子どもたちにとって興味あるものや場所、居心地のいい場所には、スキが生まれ犯罪が起きる可能性が高くなるのだなと感じました。トラブルにぶつかつた時に自分がどう動けるか、自信はないですが小さな声掛け等であればできそうかなと思います。



今年度の出前講座から

令和5年度出前講座の要請が2月1日現在30件となりました。学校関係16件、地域要請11件、その他施設等で3件でした。内容は、情報モラルに関する講座が25件、巡回指導に関する講座が5件でした。

青少年健全育成には、情報モラル教育の大切さを感じます。



小学校での出前講座
「スマホ・ゲーム機の正しい使い方」

令和5年7月7月に刑法が一部改正され、「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」(第182条)が新設されました。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言ったりして、会うことを要求する。
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う。
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する。

※「要求」の方法には、電話やオンライン上のメッセージによる場合も含まれる。

性被害から自分の大切な体と心を守るために

SNSで知り合った見ず知らずの相手に直接会うことは危険です。相手から頼まれても、絶対に自分で下着や裸の画像を撮影してSNS等で送ってはいけません。

編集後記

進路選択の大事な時期、どうしてゲームがやめられないだろうか疑問に思っていた。小学生から何時間もやり続けていけば、やめられるはずもないのかもしれない。いかに自分をコントロールする力をつけるかが課題でしょう。最後に、一年間皆様方には当センターの事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。引き続き来年度もよろしくお願いいたします。